

株券電子化後の株式担保

福本 葵

1 はじめに

二〇〇九年一月五日に予定されている株券電子化の実施に向け、残すところ五ヶ月となった。これまでの広報活動の中心は、いわゆる「タンス株」の預託推進や他人名義の株式の自己名義への名義書換推進に重点が置かれていた。現在の最大の問題は、担保株式に関するものであろう。

株式担保融資は、これまでは銀行または日本証券金融、大阪証券金融といった証券金融会社を中心に行われてきた。これが、二〇〇六年にオリックスがオーナー向け株式担保ローンを開始したことに見られるように、特に富裕層ビジネスの一環として、拡大が予想されている。

株式担保、その中でも略式質や略式譲渡担保は、設定者（金銭債権の債務者、株主）が担保権者（金銭債権の債権者）に証券を交付することで設定されるため、手続が簡便であった。銀行などの債権者は担保として提供された証券の名義を債務者名義から書き換えることなく、金庫に保管し管理していた。

株券電子化はこのように担保として差し入れられている株券にも及ぶ。実務上は設定者から担保権者への名義書換がなされていない略式質もしくは略式譲渡担保がほとんどであるため、手続しないで放置しておけば、設定者名義の特別口座が開設されることとなり、担保権者は対抗要件を失うことになる。

また、現在、銀行等が利用している有価証券差入証では、株式を「担保として差し入れます」という文言を用

いており、質権とも譲渡担保とも取れる曖昧な表現となっている。株券電子化後の振替制度においては、担保差し入れの段階で、両者の区別を明確にしなければならなくなる。質権と譲渡担保とは、略式か登録かの原則と例外が反対であるため、手続きの方法が異なるからである。

本稿では、株式担保について考察する。現行の保管振替制度における株式担保はどのようなになっているか、現在、担保株券が交付されている場合はどうか、株券電子化後の制度である振替制度においては、どのような取り扱いを受けることになるか、新制度に移行するために、前もって行っておくことのできる手続きは何かについて整理する。

2 株式担保とは何か

担保とは、一般的には、「債務不履行に備えて債権者に提供され、債務の弁済を確保する手段となるものをいう。保証人による保証等の人的担保と、抵当権、質権の設定等の物的担保とがある⁽¹⁾」担保の目的物は物に限られるため、担保物権と呼ばれる。株式を担保の目的とする場合には、主に質権、譲渡担保がある。質権は約定担保物権の一つであり、債権者と財産保有者との合意によって生じる担保物権である。法律上、担保としての機能を果たすべきとして創設された典型担保である。会社法は一四六条で、株主がその有する株式に質権を設定することができるとしている⁽²⁾。一方、譲渡担保については、規定がない（非典型担保権）。譲渡担保は所有権移転という形式をとり、譲渡となる⁽³⁾。

3 質権と譲渡担保

(1) 質権

質権は、債権の担保として債務者または第三者より受け取った物を占有し、その物について他の債権者に先立って弁済を受けることのできる担保物権である（民三四二条）。質権は、約定担保物権であり、法律に定めのある典型担保物権である。株式に質権を設定する場合には、質権のうちでも権利質である。質権者は、質権が設定された株式について、優先弁済効力と留置的効力を有する。

株式に質権を設定する場合、譲渡担保を設定する場合と法律上、異なることがいくつかある（表1）。

納税者の株式に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限以後に設定された場合には、国税の租税債権が優先する（国税徴収法一五条⁽⁴⁾⁽⁵⁾）。また、民法では弱者保護の立場から、質権設定時またはそれ以降でも弁済期到来前に締結した契約によって、質権者に弁済として質物の所有権を取得させたり、法律に定められた方法によらないで質物を処分させるなどの取り決めを行うことを禁じている（流質契約の禁止）（民法三四九条⁽⁶⁾）。一方、商人間では力の格差が前提とならないため、商行為から生じる債権を担保する場合には流質契約は解禁されている（商法第五一五条⁽⁷⁾）。

質権の場合、担保の実行方法は、原則は法定処分つまり、裁判所の命令による

表1 質権と譲渡担保の違い

	質権	譲渡担保
法定か	典型担保権	非典型担保権
流質契約	原則禁止（民法349条）商行為から生じる債権については解禁（商法515条）	禁じられていない
租税債権との関係	租税債権が優先する場合がある（国税徴収法15条）	納税者の財産によって徴収できなかった場合のみ（国税徴収法24条）
実行方法	競売（通常は任意処分の特約締結）	任意

競売である。しかし、実務では任意処分の特約を締結しているため、競売によらず任意で実行することがほとんどである。

質権には、略式質と登録質がある。略式質の設定は当事者の契約と株券の交付による（会社法一四六条二項⁽⁸⁾）。略式質の場合、質権者の情報は、株主名簿には登録されない。従って、発行会社は当該株式に質権が設定されていることを知らず、配当などは、株主へ送付される。略式質といえども、配当などを取得する権利はある（会社法一五一條⁽⁹⁾）。質権者は、必要な場合は、これらを差し押さえなければならぬ。現在、株式に担保を設定する場合のほとんどが、この略式質であるとされる。株式の交付を受けるだけで、設定できる簡便さもその理由のひとつであるが、持ち合い株式に担保を設定する場合など、質権設定者が株式の発行会社に質権設定の事実を知られたくないとする意向があったため、略式質の形態を取ることが多かった。

次に、登録質であるが、登録質の設定は略式質の要件に加えて、株主名簿への登録が必要となる（会社法一四七条一項⁽¹⁰⁾）。登録質の場合、発行会社は登録質権者に配当などを送付する。また、合併株式などが発行されるとも質権者が取得する（会社法一五二条、一五三条⁽¹¹⁾）。送付された株券などは他の債権者に先立って、債務の弁済に当てることができる（会社法一五四条⁽¹²⁾）。会社法では質権設定者が株主名簿への登録を請求する（会社法一四八条⁽¹³⁾）。

（2）譲渡担保

株式担保の二つ目の形態は、譲渡担保である。譲渡担保は、目的物の所有権を譲渡担保権者に移転するという形式を取る⁽¹⁴⁾。譲渡担保は非典型担保であり、法定されていない。また、納税者の財産によって徴収できなかった

場合のみ租税債権が優先することとなる（国税徴収法二四條⁽¹⁵⁾）。この点では、質権よりも有利であるとされる。

担保の実行方法は任意である。質権も商行為から生じる債権の場合は、流質契約が解禁となっているため、また、任意処分の特約を締結していることがほとんどであるため、実務では譲渡担保と変わらない。ただし、質権の場合は、法定処分としての競売を行うこともできる。譲渡担保の場合は、任意処分⁽¹⁶⁾しかない。

譲渡担保にも、略式譲渡担保と登録譲渡担保がある。略式譲渡担保の成立要件は、略式質の場合と同様であるため、外見では区別がつかない。当事者の意思によることとなる。

（3）質権と譲渡担保の区別する必要性

現在、銀行が用いている有価証券差入証は、質権と譲渡担保を区別することなく、どちらともとれる表現をしている。前述のように質権にも譲渡担保にもそれぞれ優位点があり、何か問題が発生したときに、債権者が質権である、譲渡担保であるとのどちらの主張も可能なものとするためには曖昧しておく方が便利であったためであろう。

現在は廃止されたが、譲渡担保の場合有価証券取引税がかかっていたために、略式質であるとしておいた方がコスト安であった。このため銀行等の株式担保融資の場合、略式質であるという認識が大半であった。

しかし、株券電子化後の振替制度では、これを明確にしなければならない。質権と譲渡担保とは、手続の方法が異なるからである。

質権の場合、略式質が原則となる（振替法一四一条⁽¹⁷⁾）。現行制度と同様、略式質の場合は質権者の名前は株主名簿に出ない。配当や優待は発行会社から、質権設定者に送付される。振替制度がこれまでの制度と異なるとこ

ろは、質権設定者ではなく、質権者の請求によって、登録質となることである。⁽¹⁸⁾（振替法一五一条三項、四項）

一方、譲渡担保の場合、原則は登録譲渡担保となる（振替法一四〇条）（会社法一五二条一項）⁽¹⁹⁾。略式譲渡担保とする場合には、担保権者が「特別株主」の申し出をしなければならぬ（「特別株主の申出」振替法一五一条二項一号）。つまり、保有欄に記載されている株主以外の他の株主を総株主通知で通知し、株主名簿に記載させる。ちなみに、特別株主となる者が加入者でなければならぬ（振替法一五一条二項一号）つまり、担保権設定者も口座開設の必要がある。

4 現行の株式担保

(1) 株券で保有する株式担保

登録質や登録譲渡担保は実務上ほとんど行われていないが、法律上は、略式質、登録質、略式譲渡担保、登録譲渡担保のいずれも選択することが可能である。

(2) 保管振替制度にある株式担保

保管振替制度においては、略式質のみが可能であり、登録質を設定することはできない。登録質とする場合には、保管振替機構に株券の交付を請求し、株券で保有する形での登録質の設定を行わなければならない。

略式質の場合には、質権設定者の口座に質権口座を開設し、質権設定者の自己口から質権口に振り替える（保管振替法二六条二項、二七条二項）⁽²⁰⁾

保管振替制度における譲渡担保のうち略式譲渡担保の場合は、保管振替法一六条一項による証券会社の（普通）

口座名義人は担保権者であるが、会社の実質株主名簿には株主である担保権設定者の名義が記載される。つまり、保管振替法上の口座名義人と実質株主が別人になる（保管振替法⁽¹⁾三二条四項かつこ書、保管振替法施行規則一〇条二項、保管振替機構、株券等の振替に関する業務規程八一条）
登録譲渡担保の場合、担保権者の普通口座に記帳され、実質株主名簿にも担保権者の名前が記載されることとなる。登録譲渡担保の場合は、担保権者の所有分と譲渡担保が設定されている株式とは区別できない。

5 どのように移行されるか

では、これらの担保、つまり株券で保有する場合の四つの担保形態と保管振替制度にある、登録質を除く三つの担保形態は、どのような手続を経て、振替制度においては、どのような担保形態に移行されるであろうか。手続は図のようになっている（図1）。

(1) 株券で保有する場合

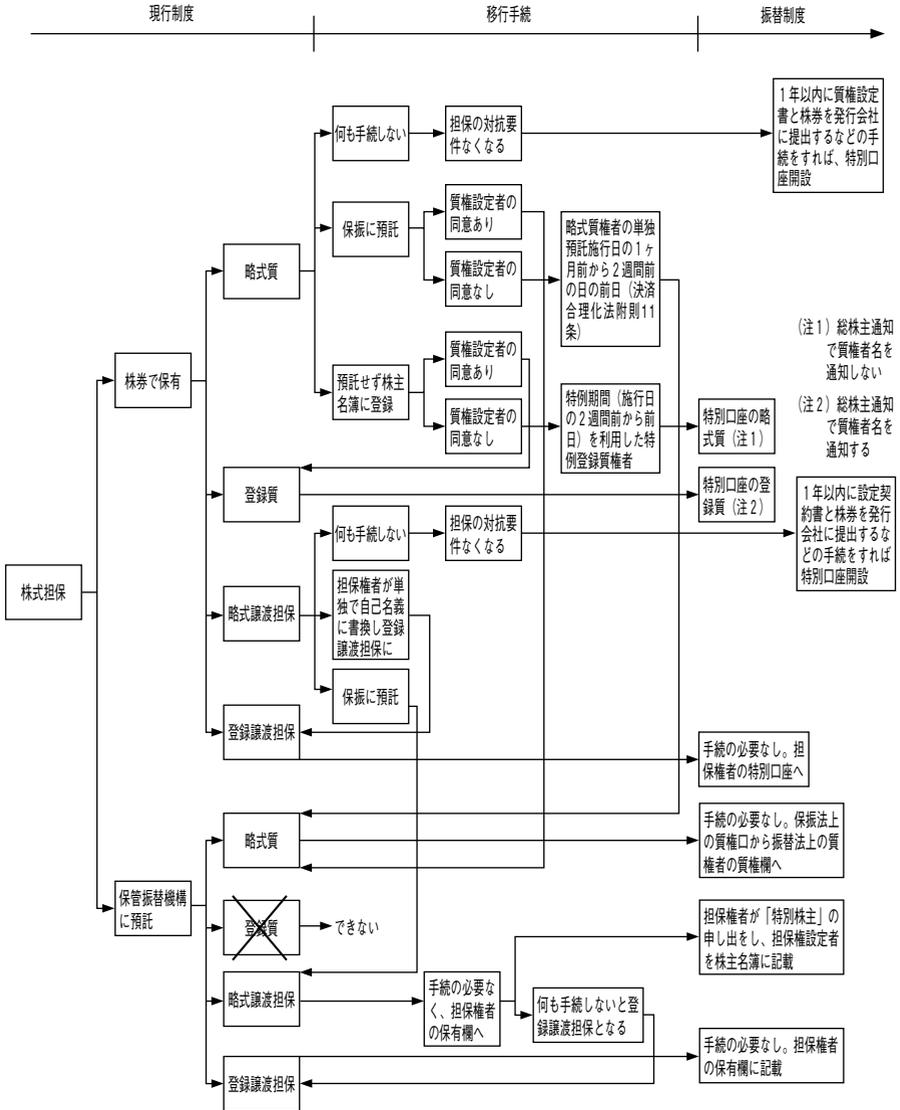
① 略式質

まず、株券で保有する略式質の手続としては、大きく分けて、何もしない、保管振替機構に預託する、預託はしないで、（株券のまま）株主名簿に登録する三つの方法が考えられる。

A 何も手続しないと

担保株券を保有し、何も手続しなければ、新制度においては、設定者の名義の特別口座に記録される。担保株券は無効となる。放置しておく、担保権者は担保権の対抗要件を失うこととなる。そこで、名義書換失念株式

図1 現行株式担保から新制度への移行



振替制度では、加入者が口座を有していることが前提になっている。設定者の口座がないと株式の返戻先がないなどの実務上の問題が生じる。略式質権者の単独預託、略式譲渡担保権者が自らの口座に預託するケースでも設定者の口座は基本的に必要。

と同様、いくつかの救済措置が用意されている、例えば、質権設定者と質権者が共同で請求する場合や判決がある場合、また、一年以内であれば、質権設定契約書と株券を発行会社に提出することで質権者は振替を申請することができる（社債、株式等振替法一三三条二項⁽²²⁾、社債、株式等の振替に関する命令第一八条二号）。

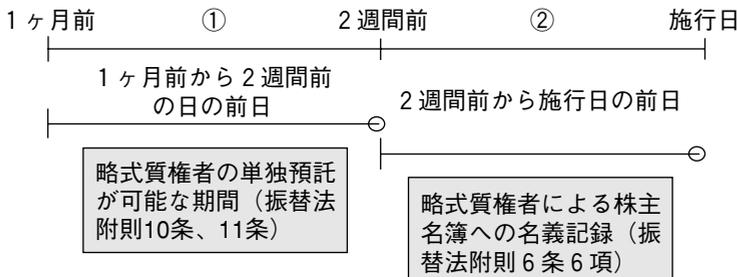
B 保管振替機構に預託すると

次に、保管振替機構に預託する場合であるが、質権設定者の同意が得られる場合、得られない場合で手続が異なる。質権設定者の同意が得られれば、保管振替制度上の略式質となる。一方、質権設定者の同意が得られない場合でも、制度開始の一ヶ月前から二週間前の日の前日までの期間は略式質権者が単独で預託できる（決済合理化法附則一一条⁽²³⁾）（図2①）。この場合は、後に質権設定者に通知し、質権設定者にも振替制度の口座を開設するよう依頼する。

C 預託しないで株主名簿に登録すると

担保株券を預託せず、株主名簿に質権を登録する方法もある。この場合も質権設定者の同意が得られるか否かで取り扱いが異なる。質権設定者の同意が得られれば、株主名簿に登録し、登録質とすることができる。もはや略式質ではなくなるので、質権が設定されていることは、発行会社に通知される。一方、質権設定者の同意が得られない場合には、制度開始二週間前から施行日の前日までの特例期間を利用して、いわゆる特例登録質権者となる。制度移行後は、特別口座に略式質として記載

図2 質権設定者の同意が得られない場合の手続期間



される(図2②)。つまり、特別口座には記録があるが、総株主通知に質権者の名前は現れない。⁽²⁴⁾

②登録質

株券で保有する登録質の場合、手続の必要なく、新制度においても特別口座において、登録質として記載される。登録株式質権者(通知対象株主)名義の特別口座が開設される(決済合理化法附則八条一項及び四項参照)。⁽²⁵⁾つまり、その登録株式質権者名義の特別口座の質権欄に、株主(設定者、特定振替株主)の氏名又は名称及び住所、株主ごとの振替株式の数等が記録されることとなる(決済合理化法附則八条五項五号、六項一号口)。⁽²⁶⁾

③略式譲渡担保

A 何も手続しないと

株券で保有する略式譲渡担保の場合、何も手続しなければ、担保権設定者の名義で特別口座に記録される。略式譲渡担保の場合、放置しておく、担保権者は担保の對抗要件を失うこととなる。譲渡担保は形式上は所有権が担保権者に移転する譲渡であるため、担保権者は単独で自己の名義に書き換えることができる。また、手続をせずに新制度開始を迎えても、新制度開始後は、名義書換失念株と同様、担保権設定契約書と株券を発行会社に提出し、自己の名義に書き換えることができる(社債、株式等の振替に関する命令第一八条二号)。その他、設定者と共同で請求すること、判決を添付するなどの手続を取れば、担保権者は振替を申請することができる。

B 登録譲渡担保にする

略式譲渡担保の場合、前述のように何も手続しないと担保権設定者の名義の特別口座に記載される。これを電子化前に回避する方法としては、担保権者が自己名義に名義書換をし、登録譲渡担保に変更することが考えられる。譲渡担保は譲渡であるので、担保権者は担保権設定者の同意を得ることなく、名義書換を行うことが可能

である。

C 保管振替機構に預託すると

株券で保有する略式譲渡担保を保管振替制度に預託する手続をとることもできる。

④登録譲渡担保

現在、株券を登録譲渡担保としている場合には、特に手続をすることなく、担保権者名義の特別口座が開設される。

(2) 保管振替制度にある場合

①略式質

現在、株式担保の形態を保管振替制度における略式質としている場合には、手続の必要なく、保管振替法上の質権口から振替法上の質権者の質権欄に移行される。

②登録質

保管振替制度には登録質の制度がない。現行制度では、登録質は株券で保有する場合に限られる。

③略式譲渡担保

現行の保管振替制度では、略式譲渡担保の場合、匿名性確保のためには、設定者を実質株主として通知するよう申し出ている（保管振替法三一条四項かつこ書²⁷）。

保管振替制度にある略式譲渡担保は、何も手続することなく、担保権者の保有欄に記帳されることになる。しかし、振替制度に移行後、何も手続しないでおくと、譲渡担保は原則である登録譲渡担保となり、総株主通知で

担保権者の氏名が通知される。担保権者以外の者を株主名簿に株主として記載する場合には、担保権者が「特別株主」の申し出をして、担保権設定者の名前を株主名簿に記載する。特別株主申し出をしてはじめて略式譲渡担保となる。

④登録譲渡担保

自己保有株式と同じであるので、手続の必要なく、担保権者の保有口に記録される。

6 株券電子化後の株式担保

(1) 振替制度における株式担保

前述の通り、振替制度においては、手続きの違いから、質権が譲渡担保かを明確にしなければならない。また、現行制度との大きな違いは、質権設定者ではなく、質権者の請求によって、登録質となることである（振替法一五一条三項、四項⁽²⁸⁾）。譲渡担保の場合、質権とは反対に、原則は登録譲渡担保となる（振替法一四〇条）（会社法一五一条一項）。略式譲渡担保とする場合には、担保権者が「特別株主」の申し出をしなければならぬ（「特別株主の申出」振替法一五一条二項一号）。

(2) 株券電子化後の株式担保の注意点、利点

振替制度においては、株券が発行されなくなる、現在の株券も無効となるため、株券で保有したり、交付された担保株券を返還したりすることはできなくなる。債務が履行され、株式に設定されている担保権を解除しなければならぬ状態となったとき、返還できる状態にしておかなければならない。現行制度では、担保権を解除す

る際、受け取りを拒否される場合には、供託することが可能であったが、振替株式にはこの制度がない。担保株式の返還を確保するため、担保権設定者にも口座管理維持義務を課さなければならない。

また、株券電子化の制度は、上場会社にのみ適用されるため、上場廃止になった場合、口座記録抹消され、通常は株券発行会社になる。この場合、株主名簿に登録のない略式質権者の権利が確保されないことにも注意する必要がある。

前述の通り、現行制度と振替制度との違いのひとつに、質権者による登録質への移行がある（振替法一五一条三項、四項）。振替制度では、略式質から登録質への移行請求は、質権者が行うことになっている。現行制度では、請求は設定者によって行われている。

更に、物上代位権などの強化がある。会社法以前は、略式質について、利益配当などの物上代位権におよぶかどうか説が分かれており、多数説は及ばないとしていた。しかし、会社法は、一五一条⁽²⁹⁾で、略式質と登録質の區別をしていない。つまり、株式分割や無償割当、株式併合が行われ新株が交付された場合、略式質でも登録質でも質権者に物上代位権があると解される。

また、現行制度において、旧株券の提出の必要がないコーポレートアクションが行われた場合、株券は略式質の場合、質権設定者に送付されていた。そのため、質権者は質物の価値を減じないために、増担保や差し押さえを行う必要があった。振替制度においては略式質でも登録質でも質権者の口座に増加記帳される（振替法一三六条（併合）、一三七条（分割）、一三八条（合併）⁽³⁰⁾）。

略式質や略式譲渡担保など質権者および担保権者の存在を発行会社が把握できない場合の利益配当は、これまでの制度と同様、株主である質権者や担保権設定者に送付されることになる。

7 おわりに

株券電子化の実施が目前に迫っている。電子化は、担保株券にも及ぶ。担保株券の場合は、担保権設定者と担保権者の双方が関係するため、手続も複雑なものとなっている。また、株券電子化にあたり、銀行などでは、これまで曖昧にしてきた質権と譲渡担保を明確に区別しなければならない。手続の方法が異なるからである。質権と譲渡担保では、実務上は大きな違いがないものの、租税債権の優劣や担保権の実行の仕方などの違いがある。担保権者は担保権設定者に説明し、意思を確認し、どちらを選択するか明確にしなければならぬ。本稿では、担保株式を株券で保有しているのか、保管振替制度に預託しているのかで二分類し、更に略式質、登録質、略式譲渡担保、登録譲渡担保の四つの担保形態に分け、現状と移行手続、移行後の形態について整理を行った。

これまで株券の交付を受けるだけで、簡便であった略式質や略式譲渡担保は、預託や名義書換など、對抗要件を失わないようにするための手続が必要となる。その一方で、物上代位権の強化などの利点もある。円滑な株券電子化制度実施のためには、担保権者は担保権設定者と協力し、前もって手続きを行う必要がある。株券電子化の実施まであと五ヶ月。残された時間は短い。

参考文献

- ・ 脚注に記述したものの以外では、全国銀行協会「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q & A）（第二版）（公表資料）」平成一九年四月

※本稿作成に際し、大野正文氏（全国銀行協会）、越智秀希氏（株式会社証券保管振替機構）および唐津伸氏（株式会社証券保

管振替機構）から貴重なご教示を賜りましたことを深謝いたします。

〔付記〕 本稿は平成二〇年帝塚山学園特別研究助成費による研究成果である。

本稿は平成二〇年度日本学術振興会科学研究費基盤研究（C）一般による研究成果の一部である。

注

- (1) 有斐閣『法律用語辞典第三版』
- (2) 会社法第一四六条（株式の質入れ） 株主は、その有する株式に質権を設定することができる。
- (3) 保管振替制度においても、振替制度においても、譲渡担保株式を自己の保有株式と外観上区別することはできない。
- (4) 国税徴収法第十五条（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に定める日とし、当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となった国税に係る当該各号に定める日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。
- (5) 新制度移行の預託の際、株式は一旦質権設定者に返却され、新たに担保設定されると解することも可能であるため、租税債権に劣後する危険がある。これを回避するため、特例預託を用い、質権設定者の口座を通過しない方法も考えられる。
- (6) 民法第三四九条（契約による質物の処分の禁止） 質権設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の契約において、質

権者に弁済として質物の所有権を取得させ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させることを約することができない。

(7) 商法第五一五条（契約による質物の処分の禁止の適用除外） 民法第三四九条の規定は、商行為によつて生じた債権を担保するために設定した質権については、適用しない。

(8) 会社法第一四六条

2 株券発行会社の株式の質入れは、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。

(9) 会社法第一一五条 株式会社が次に掲げる行為をした場合には、株式を目的とする質権は、当該行為によつて当該株式の株主が受けることのできる金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）について存在する。

一 第一六七条第一項の規定による取得請求権付株式の取得

二 第一七〇条第一項の規定による取得条項付株式の取得

三 第一七三条第一項の規定による第一七一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式の取得

四 株式の併合

五 株式の分割

六 第一八五条に規定する株式無償割当て

七 第二七七条に規定する新株予約権無償割当て

八 剰余金の配当

九 残余財産の分配

一〇 組織変更

一一 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）

一二 株式交換

一三 株式移転

一四 株式の取得（第一号から第三号までに掲げる行為を除く。）

(10) 会社法第一四七条（株式の質入れの對抗要件） 株式の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に

記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に對抗することができない。

2 前項の規定にかかわらず、株券発行会社の株式の質権者は、継続して当該株式に係る株券を占有しなければ、その質権をもって株券発行会社その他の第三者に對抗することができない。

(11) 会社法第一五二条 株式会社（株券発行会社を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一号から第三号までに掲げる行為をした場合（これらの行為に際して当該株式会社が株式を交付する場合に限る。）又は同条第六号に掲げる行為をした場合において、同条の質権の質権者が登録株式質権者（第二二八条第五項の規定による請求により第一四八条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録されたものを除く。以下この款において同じ。）であるときは、前条の株主が受けることができる株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 株式会社は、株式の併合をした場合において、前条の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、併合した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 株式会社は、株式の分割をした場合において、前条の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、分割した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

第一五三条 株券発行会社は、前条第一項に規定する場合には、第一五一条の株主が受ける株式に係る株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

2 株券発行会社は、前条第二項に規定する場合には、併合した株式に係る株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

3 株券発行会社は、前条第三項に規定する場合には、分割した株式について新たに発行する株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

(12) 会社法第一五四条 登録株式質権者は、第一五一条の金銭等（金銭に限る。）を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

2 前項の債権の弁済期が到来していないときは、登録株式質権者は、株式会社と同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

(13) 会社法第一四八条 株式に質権を設定した者は、株式会社に対し、次に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所

二 質権の目的である株式

(14) 道垣内弘人『担保物権法「第二版」』、二〇〇五年、有斐閣、二九六頁。

(15) 国税徴収法第二四条（譲渡担保権者の物的納税責任） 納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているもの（以下「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を

徴収することができる。

(16) 発行会社が自己株式に担保を設定する場合、設定が取得に、実行が処分にあたるため、インサイダー取引の問題が生じる場合があるとの指摘がある（葉玉匡美「株券電子化時代の証券担保のあり方」『月間資本市場』二〇〇八年四月（No.、二七二）五五頁）。質権であれば、この問題は回避できる。

(17) 振替法第一四一条（振替株式の質入れ） 振替株式の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(18) 振替法第一五一条（総株主通知） 振替機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（以下この条及び次条において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

一 発行者が基準日を定めたとき。その日の株主

二 株式の併合がその効力を生ずる日が到来したとき。その日の株主

三 振替機関等が第一三五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたとき。当該抹消に係る振替株式の株主

四 事業年度を一年とする発行者について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して六ヶ月を経過したとき（発行者が会社法第四五四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く）。当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主

五 特定の銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第二二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された

場合又は第四一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の株主

六 特定の銘柄の振替株式が振替機関によつて取り扱われなくなつたとき。当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株主

七 その他政令で定めるとき。政令で定める日における株主

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として前項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第一五四条において「特別株主」という。））

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に株主としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3 振替機関は、第一項の場合において、振替株式が質権欄に記載され、又は記録されている口座の加入者からの申出があつたときは、同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第一二九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を示さなければならない。

4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

(19) 振替法第一四〇条（振替株式の譲渡） 振替株式の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄

（機関口座にあつては、第一二九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(20) 保管振替法第二六条（振替請求） 参加者又は顧客は、その口座の株式につき、他の口座への振替を請求することができる。この場合においては、顧客は、参加者に対して請求しなければならない。

2 前項の規定は、預託株券の株式を質権の目的とする場合の振替について準用する。

第二七条（口座簿の記載又は記録の効力） 参加者口座簿又は顧客口座簿に記載され、又は記録された者は、その口座の株式の数に応じた株券の占有者とみなす。

2 参加者口座簿及び顧客口座簿の振替の記載又は記録は、その記載又は記録に係る株式の数に応じた株式を譲渡し、又は質権の目的とする場合において株券の交付があつたのと同じの効力を有する。

(21) 保管振替法第三一条四項（実質株主の通知） 参加者は、保管振替機関から、当該参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につき、第一項又は第二項の規定による実質株主の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、顧客（主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者）を実質株主として当該事項を報告しなければならない。

〔保振法施行規則〕 一〇条（実質株主として通知すべき場合等）

1 略

2 法第三一条第四項に規定する主務省令で定める場合は、顧客が株式を担保の目的で譲り受け、又は譲り受けることとなるべき場合及び顧客が他の者から株券その他の有価証券の預託を受けた場合とする。

〔保管振替機構 株券等の振替に関する業務規程〕 第八一条（実質株主の報告） 参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第三一条第四項の規定に基づき、機構に対し、当該各号に定める実質株主（当該参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係るものに限る。）について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数を機構に報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該株式に係る顧客（施行規則第一〇条第二項に規定する場合において、顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者）を实質株主として報告しなければならない。（以下略）

(22)

〔社債、株式等振替法〕 第一三三条 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替株式に係る第一三〇条第一項の通知又は振替の申請の前に当該振替株式となる前の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものその他の主務省令で定める者（以下この条において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第一三一条第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請

(23) 法律第八八号（平一六・六・九）株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（決済合理化法） 附則

第一条 前条第一項の発行者の株式について、参加者は、同意期限日から施行日の二週間前の日の前日までの間に限り、旧保振法第一条第四項ただし書の規定にかかわらず、顧客から預託を受けた保管振替株券であつて保管振替機関に預託されていないものを保管振替機関に預託することができる。

(24) 特別口座に質権者の名義で登録されているため、発行会社は当該株式に質権が設定されていることは知るところとなる。

(25) 決済合理化法附則第八条 同意期限日までに特定振替機関に対し、保管振替株券に係る株式につき新振替法第一三條第一項の同意を与えた発行者は、同意期限日までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。（八条一項）

(26) 決済合理化法附則第八条 同意期限日までに特定振替機関に対し、保管振替株券に係る株式につき新振替法第一三條第一項の同意を与えた発行者は、同意期限日までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該発行者が施行日における株主（端株主を含み、株主名簿に記載又は記録がされている質権者の質権の目的である株式の株主及び前条第二項、第四項、第六項又は第七項後段の規定により記載し、又は記録された振替株式（次項において「特定振替株式」という。）の株主を除く。）及び当該質権者（以下この条において「通知対象株主等」という。）について第五項の通知をする旨

二 第四項前段の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2 特定振替機関は、施行日において、前項の発行者に対し、特定振替株式の存否、種類及び数並びにその株主を通知しなければならない。

- 3 参加者は、前項の特定振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。
- 4 第二項の通知を受けた同項の発行者（以下この条及び次条において「特定発行者」という。）は、遅滞なく、第一項第二号の振替機関等に対し、通知対象株主等のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。この場合において、当該口座は、新振替法第一三三条第一項の特別口座とみなす。
- 5 特定発行者は、施行日後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第一三三条第一項の同意を与えた特定振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 当該特定発行者の商号及び振替株式の種類（以下この条及び次条において「銘柄」という。）
 - 二 通知対象株主等である加入者（新振替法第二二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の氏名又は名称
 - 三 前項前段の申出により振替機関等が開設した口座
 - 四 加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）
 - 五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数（以下略）
- 6 前項の通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該特定振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録イ 当該口座の新振替法第一二九条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における前項第二号の加入者（株主

であるものに限る。)に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録ロ 当該口座の質権欄における前項第二号の入者(質権者であるものに限る。)に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録(以下略)

(27) 保管振替法第三十一条(実質株主の通知)

4 参加者は、保管振替機関から、当該参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株式につき、第一項又は第二項の規定による実質株主の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、顧客(主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者)を実質株主として当該事項を報告しなければならない。

(28) 振替法第一五一条(総株主通知) 振替機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、発行者に対し、

当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項(以下この条及び次条において「通知事項」という。)を速やかに通知しなければならない。

一 発行者が基準日を定めたとき。その日の株主

二 株式の併合がその効力を生ずる日が到来したとき。その日の株主

三 振替機関等が第一三五条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による抹消をしたとき。当該抹消に係る振替株式の株主

四 事業年度を一年とする発行者について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して六ヶ月を経過したとき（発行者が会社法第四五四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く）。当該事業年度の開始の日から起算して六ヶ月を経過した日の株主

五 特定の銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の株主

六 特定の銘柄の振替株式が振替機関によつて取り扱われなくなったとき。当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株主

七 その他政令で定めるとき。政令で定める日における株主

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として前項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第一五四条において「特別株主」という。））

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に株主としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3 振替機関は、第一項の場合において、振替株式が質権欄に記載され、又は記録されている口座の加入者からの申

出があったときは、同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第一二九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を示さなければならぬ。

4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

(29) 前掲脚注(6) 参照

(30) 新株予約権の交付の場合は、登録質であれば、質権者が取得できるが、略式質であれば差し押さえをする必要がある。

(ふくもと あおい・客員研究員)